

## 福岡県弁護士会あっせん・仲裁手数料規則

### (あっせん・仲裁手数料の種類)

第1条 あっせん・仲裁手数料は、申立手数料、利害関係人の参加手数料、成立手数料及びその他の諸費用とする。

#### (申立手数料)

第2条 申立人は、福岡県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）に対し、あっせん・仲裁申立てに際し、申立手数料として金1万円を納付する。

2 福岡県弁護士会紛争解決センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、申立人が申立時に定められた申立手数料を納付することができない特別の事情がある場合、前項の申立手数料の納付時期を猶予し、又は申立手数料を減免することができる。この場合における減免の基準は、別に定める細則による。

3 紛争解決センターは、あっせん手続及び仲裁手続（以下「あっせん・仲裁手続」という。）受理後は、納付された申立手数料を返還しない。ただし、第1回あっせん・仲裁手続期日前に申立てが取り下げられた場合又は相手方があっせん・仲裁手続に応じなかつた場合には、納付済み申立手数料の半額を返還する。

#### (成立手数料)

第3条 申立人及び相手方は、和解契約が成立した場合又は仲裁判断がなされた場合は、紛争解決センターに対し、和解契約書又は仲裁判断書に解決金額として示された経済的利益の額を紛争の価額として、次に定める基準に基づき算定した成立手数料をそれぞれ半額ずつ紛争解決センターに納付する。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 紛争の価額 100万円以下の部分 8%
- (2) 100万円を超える300万円以下の部分 5%
- (3) 300万円を超える3000万円以下の部分 1%
- (4) 3000万円を超える部分 0.5%

2 あっせん人又は仲裁人（以下「あっせん・仲裁人」という。）は、前項の場合において、紛争の価額を算定することが困難なときは、具体的な事案の内容を勘案し、紛争の価額を算定する。

3 運営委員会は、事案の内容によりあっせん・仲裁人の意見を聴いて、成立手数料を増額することができる。この場合における増額の基準は、別に定める細則による。

4 運営委員会は、申立人若しくは相手方が貧困であるとき又は特別の事情があるときは、あっせん・仲裁人の意見を聴いて、成立手数料を減免することができる。こ

の場合における減免の基準は、別に定める細則による。

5 あっせん・仲裁人は、申立人及び相手方にそれぞれ半額ずつの割合による成立手数料を負担させるのが相当でないと認めるときは、和解成立時又は仲裁判断時に、申立人及び相手方双方の負担割合を定め、これを当事者双方に告知し、和解契約書又は仲裁判断書に記載する。

6 成立手数料は、原則として和解契約書又は仲裁判断書の送達前に納付しなければならない。

(その他の諸費用)

第4条 あっせん・仲裁の審理に要する鑑定費用、証人日当、現場検証並びに福岡県弁護士会紛争解決センター規則第16条第1項に規定する場所以外の場所で開催されるあっせん期日及び仲裁期日のためのあっせん人及び仲裁人の出張日当及び交通費その他の諸費用については、紛争解決センターがあっせん・仲裁人の意見を聴いて各当事者間の負担割合及び負担額を定め、各当事者はそれに従って紛争解決センターに納付する。

2 前項の費用は、別に定める細則により決定する。

(利害関係人に対する準用)

第5条 紛争解決センターはあっせん・仲裁手続に参加した利害関係人に対し、あっせん・仲裁人の意見を聴いて、参加手数料及び成立手数料等の全部又は一部の納付を求めることができる。

2 前項の参加手数料及び成立手数料等については、第2条から前条までの規定を準用する。

(消費税)

第6条 この規則に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき紛争解決センターの役務に対して課せられる消費税の額を含まない。

2 当事者は、この規則に定める申立手数料、参加手数料、成立手数料を支払う際には、消費税に相当する額を加算して支払うものとする。

## 附 則

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、法務大臣が福岡県弁護士会を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき認証紛争解決事業者として認証した日から施行する。

2 この規則の施行前に受理したあっせん・仲裁事件については、なお従前の例による。

(日弁連承認日 平成22年8月19日)

(法務大臣認証日 平成23年3月29日)

附 則

第4条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第12条第1項の法務大臣の変更の認証を受けた日から施行する。

（日弁連承認日 平成27年2月19日）

（法務大臣認証日 平成27年10月6日）